

新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の徹底に関する緊急要望

新型コロナウイルス感染症に対し、国においては、検疫法第 34 条の感染症の種類として指定し、外国から日本へ入国しようとする方に対する質問・診察の実施等を行うとともに、入国した日の過去 14 日以内に検疫強化対象地域に滞在歴がある方に対し、自宅など検疫所長の指定する場所での 14 日間待機及び空港からの移動には公共交通機関を使用しないこと等を要請している。

しかしながら、これらの要請には法的拘束力はなく、実際には地方の帰国者が新幹線等の公共交通機関を利用して帰宅する事例が発生している。

仮に、当該帰国者が帰宅後に新型コロナウイルス感染が確認された場合、空港等からの帰路において、不特定多数の方々へ感染させるリスクは多大なものとなる。空港等からの行動歴におけるすべての濃厚接触者を把握し対処することは困難であり、判明した濃厚接触者への対処や感染者の立ち寄り先への防疫には多大な労力が必要となる。

については、国においては、当該帰国者が日本に入国した時点において、空港または空港周辺等の場所での 14 日間の待機を徹底させるなど、隔離・停留等の強制力を持った水際対策の強化のための抜本的措置を早急に講じていただきたい。

令和 2 年 3 月 2 7 日

全 国 市 長 会

会長

社会文教委員会委員長

立谷 秀清

吉田 信解